

公益財団法人オーケー育英財団

令和7年度奨学生募集要項 高校生奨学金

1. 趣 旨

公益財団法人オーケー育英財団（以下、「本財団」という）は、高等学校の生徒及び大学の学生に対し奨学援助を行うことにより、社会の有用な人材を育成し、教育水準の向上及び人材の育成に寄与することを目的としています。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、原則として、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 奨学生の応募資格

本財団の高校生奨学金の奨学生となる者は、以下の各号の全てに該当する者としません。

- (1) 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県内の全日制の高等学校に在籍する者。
- (2) 保護者（同一生計の父母）の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が507,000円未満※である者。
※ 世帯年収約910万円未満程度が目安となりますが、家族構成や控除の状況等によって所得割額は異なります。なお、家計が急変した場合で、収入減少後の年収見込みが上記相当となった場合は、所得要件を満たすものと扱います。
- (3) 前年の全履修教科の評定平均値が5段階評価で3.5以上（小数点以下第2位を四捨五入）であり、人物が優秀である者。
- (4) 在学学校長又は担任が推薦する者。

他の奨学金制度を利用する予定の者であっても、応募資格を有するものとします。

4. 採用人数

700名（1年生250名、2年生225名、3年生225名）

5. 奨学金の額と給付の方法

(1) 給付金額 月額3万円

(2) 給付の期間

奨学生採用時に在学している学校を卒業又は修了するまで奨学金を給付します。ただし、奨学金の休止又は廃止事由に該当する場合、期間の途中でであっても奨学金の交付が休止又は廃止される可能性があります。

奨学生に採用された年の4月から6月分の奨学金は、一度目の交付日に遡って支給します。

(3) 給付の方法

奨学金は、4か月毎の一定日に交付するものとします(本人名義の銀行の預金口座に入金します)。

1回目	4月、5月、6月、7月分	7月25日
2回目	8月、9月、10月、11月分	11月25日
3回目	12月、1月、2月、3月分	3月25日

(4) 一時金

上記のほか、各年度において1人あたり5万円の一時金を給付します。(支給時期:各年度の7月25日)

(5) 大学に進学した場合

高等学校卒業後に4年制以上の大学に進学した場合は、引き続き奨学金の給付を受けることができます(詳細は「10.大学に進学した場合」参照)。

6. 奨学金の休止又は廃止事由

奨学生が下記のいずれかに該当すると認められたときは、期間の途中でであっても奨学金の交付が休止又は廃止される可能性があります。

(1) 休止事由

ア 休学、あるいは引き続き3か月以上にわたって長期に欠席するとき

(2) 廃止事由

ア 退学したとき

イ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき

ウ 学業成績又は性行が著しく不良となったとき

エ 奨学金を必要としない理由が生じたとき

オ 奨学生の責務に特段の理由なく違反したとき

カ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

7. 手続

(1) 提出方法

学校経由で応募すること。直接応募は認められません。

必要書類の郵送先

〒220-8755

神奈川県横浜市西区みなとみらい6丁目3番6号

公益財団法人オーケー育英財団 事務局

(2) 提出期限

令和7年5月31日（財団必着）

(3) 必要書類

ア 願書（財団指定フォーマット No.1-1）

イ 在学学校長又は担任の推薦書（財団指定フォーマット No.2-1）

※ 高校1年生は、学業成績の欄は出身中学校の成績証明書（財団所定の様式）があります。財団指定フォーマット No.3）

ウ 住民票（世帯全員が記載されているもので、マイナンバーの記載がないもの）

エ 保護者（同一生計の父母）の所得を証明する書類

次の書類一覧のうちいずれか

生活保護を受給していない場合	A 令和6年度 市町村民税・道府県民税特別徴収税額通知書 B 令和6年度 市町村民税・道府県民税税額決定・納税通知書（3枚全ての面） C 令和6年度 市町村民税・道府県民税課税(非課税)証明書 A：会社勤務の方等が勤務先の会社等から配布されるもの「特別徴収義務者用」ではなく「納税義務者用」を提出してください。 B：自営業の方等が役所より送付されるもの。「変更通知書」のみでは審査できません。その場合はCを提出してください。 C：役所・行政サービスコーナー等で取得できるもの。 ・AもしくはBが手元にない場合は、Cをご準備ください。
生活保護を受給している場合	・生活保護受給証明書（居住区の福祉保健センター長発行の直近3か月以内に交付されたことがわかる日付のもの。）

※エの書類については、コピーで構いませんが、大きさはA4判で文字の判別ができる濃度をお願いします。A4サイズでないものは、折り曲げるかA4サイズの紙に貼付するなどしてください。

8. 奨学生の決定

- (1) 奨学生の決定は、本財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事会が行い、その結果を本人に通知します。
- (2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9. 奨学生の責務

奨学生は、本財団が奨学生交流会を開催した場合には、積極的に出席してください。また、財団が指定する日までに次の書類を財団に提出することが義務付けられています。

- (1) 前年度の成績証明書
- (2) 在学証明書
- (3) その他提出の必要があると判断した書類

10. 大学に進学した場合

奨学生が4年制以上の大学に進学した場合には、下記のとおり給付期間の延長をします。対象となる大学は日本の大学（通信制および夜間部は除く）とし、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県に限定されません。

(1) 給付の期間

進学した大学の正規の修了期間とします。

(2) 給付金額 月額5万円

上記のほか、大学1年生の年度において1人あたり30万円の一時金を給付します。（支給時期：大学1年生の年度の7月25日）

(3) 手続

ア 延長願い

大学への進学をする奨学生は、高校3年生の11月末までに「延長願い」（財団指定フォーマット No.9）を財団に提出します。

イ 在学証明書

奨学生は大学進学後に「在学証明書」を財団に提出し、提出書類に不備がなければ給付期間を延長し、その結果を本人に通知します。

以上